

福岡県公報

平成21年 7 月 17 日
第 2 9 9 2 号

目 次

告 示 (第1175号 - 第1189号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 2 項に規定する指定地方公共機関の指定 (消防防災課) 1

福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 1

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 1

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 2

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 2

平成21年度一般会計補正予算 (財 政 課) 3

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 15

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 15

県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課) 15

土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) 15

土地改良区の清算人の退任 (農村整備課) 15

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 16

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 16

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 16

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 17

公 告

都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 17

公安委員会

福岡県道路交通法施行細則及び福岡県警察の組織に関する規則の一

部を改正する規則 (警察本部運転免許試験課) 18

告 示

福岡県告示第1175号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定 (平成17年10月福岡県告示第1972号) の一部を次のように改正する。

平成21年 7 月 17 日

福岡県知事 麻 生 渡

「株式会社エフエム九州」を「株式会社CROSS FM」に改める。

福岡県告示第1176号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年 7 月 17 日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	32	福岡市中央区天神 2 丁目 13 番 1 号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神 2 丁目13番 1 号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所)	平成21年 8 月 17 日
旧			福岡市中央区港 2 丁目 6 番 8 号 株式会社福岡銀行湊町支店	
			福岡市中央区天神 2 丁目13番 1 号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所)	
			福岡市中央区港 1 丁目 8 番 22 号 株式会社福岡銀行湊町支店	

福岡県告示第1177号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第

定期発行日 毎週月水金曜日
〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
〔作成〕〒812-0041 福岡市博多区吉塚 8 丁目 2 番 15 号
福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)
株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人 北九州子育て・親育ちエンパワメントセンター
(変更後) 特定非営利活動法人 北九州子育て・親育ちエンパワメントセンター
Bee

(2) 代表者の氏名

中村 雄美子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市戸畑区中原東二丁目4番20-102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子育てしやすい地域づくりに関心のあるすべての人々に対し、子育て・親育ちに関する人材育成事業、子育て・親育ちに関する情報の普及・啓発事業、子育て・親育ちに関する調査・研究事業、連携を促進する事業を行い、養育者と子どもが真にエンパワメントされる子育て支援のために、北九州市内の人々に対し、子育て支援とは何かを常に問い直しながら、地域の施設を核とした地域の子育て支援が有効に機能するように、概念の整理、知識、資源、人材、技術など、あらゆる面での支援調整を行う中間支援組織として、新たな支援の仕組みを開発し発信していくことを通して、北九州市の子育てしやすい地域づくりに貢献していきます。

福岡県告示第1178号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人山田筑紫会

(2) 代表者の氏名

中村 光明

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県嘉麻市上山田712番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、青少年に対して、スポーツ（柔道）教室やイベントを開催し、スポーツ選手としての技量とマナーを身につけさせ、将来は後輩の指導者としての育成を図り、スポーツの普及・振興に努め、不特定多数の青少年の健全育成に寄与するとともに当該地域の高齢化は殊の外進行していることに鑑み、これらの高齢者に対して、将来とも当該地域において楽しく、安心して自立した日常生活が営まれるよう必要な事業を行い、不特定多数の高齢者への福祉サービスの増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1179号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 太陽・M

(2) 代表者の氏名

中原 和子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区姪の浜四丁目2番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で支援が必要な障がいを持つ人たちに対して、福祉作業所の運営、障害者自立支援法に基づく各種の障害福祉サービスや地域生活支援事業の受託その他福祉向上に関する事業を行い、障がいを持つ人たちが個性的で人間らしく成長できるように支援することにより、福祉の増進に寄与することを目的とします。

福岡県告示第1180号

平成21年度一般会計補正予算は、平成21年6月第12回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻 生 渡

第93号議案

平成21年度福岡県一般会計補正予算（第1号）

平成21年度福岡県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 67,299,541 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,656,504,107 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成21年6月23日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		9,453,392	111,250	9,564,642
	2 負担金	8,884,998	111,250	8,996,248
9 国庫支出金		182,722,662	52,403,405	235,126,067
	2 国庫補助金	80,934,865	52,393,858	133,328,723
	3 委託金	4,975,215	9,547	4,984,762
12 繰入金		28,084,341	6,822,592	34,906,933
	2 基金繰入金	23,329,184	6,822,592	30,151,776
13 繰越金		1	57,768	57,769
	1 繰越金	1	57,768	57,769
14 諸収入		146,979,346	277,726	147,257,072
	8 雑収入	8,355,899	277,726	8,633,625
15 県債		242,670,500	7,626,800	250,297,300

	1 県 債	242,670,500	7,626,800	250,297,300
歳 入	合 計	1,589,204,566	67,299,541	1,656,504,107

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		59,318,387	658,191	59,976,578
	1 総 務 管 理 費	28,571,647	286,794	28,858,441
	2 企 画 費	3,913,361	371,397	4,284,758
3 保 健 費		167,991,283	24,522,227	192,513,510
	1 保 健 企 画 費	8,896,731	90,349	8,987,080
	2 健 康 対 策 費	14,521,718	435,871	14,957,589
	3 生 活 衛 生 費	1,842,759	7,657	1,850,416
	5 医 療 介 護 費	133,017,960	21,881,157	154,899,117
	6 高 齢 者 支 援 費	4,739,131	2,107,193	6,846,324
4 環 境 費		4,553,011	112,634	4,665,645

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 環境費	4,553,011	112,634	4,665,645
5 生活労働費		107,210,027	11,677,121	118,887,148
	1 県民生活費	5,015,240	111,515	5,126,755
	2 福祉企画費	2,911,248	194,064	3,105,312
	3 児童家庭費	26,448,467	146,235	26,594,702
	4 障害者福祉費	23,412,908	1,675,254	25,088,162
	7 労働企画費	1,495,910	90,053	1,585,963
	9 失業対策費	314,750	9,460,000	9,774,750
6 農林水産業費		68,375,923	3,743,805	72,119,728
	1 農林水産業企画費	8,386,361	193,064	8,579,425
	2 農業費	9,919,976	99,162	10,019,138
	3 畜産業費	2,168,433	96,458	2,264,891
	4 農地費	25,789,457	74,350	25,863,807
	5 林業費	13,824,652	2,276,345	16,100,997

	6 水 産 業 費	8,287,044	1,004,426	9,291,470
7 商 工 費		118,987,458	286,611	119,274,069
	1 商 業 費	112,636,635	52,549	112,689,184
	2 工 鉦 業 費	6,098,891	190,234	6,289,125
	3 観 光 費	251,932	43,828	295,760
8 県 土 整 備 費		172,077,765	23,285,163	195,362,928
	1 県 土 整 備 企 画 費	23,225,051	20,798	23,245,849
	2 道 路 橋 り よ う 費	69,374,365	15,964,150	85,338,515
	3 河 川 海 岸 費	35,704,005	4,568,736	40,272,741
	4 港 湾 費	3,857,881	1,354,303	5,212,184
	5 都 市 計 画 費	22,591,607	1,144,087	23,735,694
	6 住 宅 費	8,606,127	233,089	8,839,216
9 警 察 費		133,217,031	482,566	133,699,597
	1 警 察 管 理 費	129,974,373	422,374	130,396,747
	2 警 察 活 動 費	3,242,658	60,192	3,302,850

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		400,863,368	2,531,223	403,394,591
	1 教育総務費	36,686,926	1,186,443	37,873,369
	3 中学校費	83,223,857	8,919	83,232,776
	4 高等学校費	65,749,392	1,171,677	66,921,069
	5 特別支援学校費	29,491,778	50,603	29,542,381
	6 社会教育費	5,262,066	57,804	5,319,870
	8 大学費	3,730,276	55,777	3,786,053
歳出	合計	1,589,204,566	67,299,541	1,656,504,107

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
県庁舎冷暖房設備更新費	平成22年度	133,585千円
平成10年度における福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成23年度まで	495,980千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
平成11年度における福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成24年度まで	229,319千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
平成12年度における福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成25年度まで	261,085千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
平成13年度における福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成26年度まで	155,902千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
平成14年度における福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成27年度まで	108,224千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
平成15年度における福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成28年度まで	478,902千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。

事 項	期 間	限 度 額
平成16年度における福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成29年度まで	313,699千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
平成17年度における福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成30年度まで	471,290千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
平成18年度における福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成31年度まで	777,155千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
平成19年度における福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成32年度まで	973,249千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
平成20年度における福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成33年度まで	1,459,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
第 一 種 改 良 費	平成22年度	230,000千円
施 設 充 実 費	平成22年度	143,837千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成32年度まで	1,651,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。	平成21年度から平成34年度まで	1,651,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
道 路 改 良 費	平成22年度	1,964,154千円	平成22年度	2,064,154千円
橋 り よ う 架 換 費	平成22年度	97,000千円	平成22年度	297,000千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	240,100	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成21年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成22年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	316,400	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成21年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成22年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
保健施設整備事業費	1,216,500				1,422,300			
生活労働施設整備事業費	209,300				262,700			
農林水産施設整備事業費	734,300				776,300			
林道事業費	1,479,800				1,541,700			
治山事業費	2,567,500				2,624,200			
水産事業費	1,739,100				1,901,600			
河川事業費	10,773,400				9,589,200			
砂防事業費	3,012,900				3,276,900			
海岸事業費	449,700				726,100			
港湾事業費	875,000				1,563,600			
都市計画事業費	2,786,600				1,902,600			
道路事業費	35,237,900				44,321,200			

公営住宅建設事業費	3,187,600				3,200,200			
警察施設整備事業費	3,159,800				3,308,100			
教育施設整備事業費	8,595,100				7,158,300			
計	242,670,500				250,297,300			

福岡県告示第1181号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市高雄六丁目4227 - 72及び4227 - 565から4227 - 576まで（第4工区）
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅二丁目19番17号
株式会社西日本トラスト 代表取締役 中嶋 凡夫

福岡県告示第1182号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ベスト電器New太宰府店
 - (2) 所在地 福岡県太宰府市向佐野四丁目8番47号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧

に供する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営惣原地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成21年7月17日から 平成21年8月17日まで	宗像市役所

福岡県告示第1184号

大橋第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
末次 守	久留米市大橋町常持770番地1

2 就任理事

氏名	住所
中野 峰 穂	久留米市大橋町常持824番地

福岡県告示第1185号

解散した清算法人久保土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
原田 和彦	京都府みやこ町勝山大久保1936番地

佐井川 勇	" "	勝山松田3385番地
今 地 稔	" "	勝山大久保1810番地 2
吉 武 文 治	" "	" 2070番地
久 松 明	" "	" 2088番地 2
元 松 博 裕	" "	" 1846番地
吉 竹 貞次郎	" "	勝山松田3358番地
梅 本 正	" "	" 3410番地
加 未 九州男	" "	勝山大久保1890番地

福岡県告示第1186号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字櫛野字土穴937 - 2 及び938 - 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字櫛野940番地 1
池松 裕也

福岡県告示第1187号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
うきは市浮羽町三春字西川700 - 1 から700 - 3まで、700 - 8、700 - 12から700 - 18まで並びに1384 - 1、三春字大碓748 - 1、749 - 1、745 - 5 及び750 - 2 から750 -

4まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

うきは市吉井町新治316

うきは市土地開発公社 理事長 田中 節男

福岡県告示第1188号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年7月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人よか隊
- (2) 代表者の氏名
西田 尚美
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県筑紫野市石崎2丁目1番7号
- (4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、地域の商店及び住人に対して、インターネット活用によるコミュニケーションを通じ、地域活性化に関する事業や、子供たちに対する地域商店体験支援事業を行い、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、情報通信技術や食育などを通じて、結びつきが薄くなっている子供と大人、市民と各種社会資源をつなぐ役割を担うことにより、地域における循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1189号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州・アジア経営塾

(2) 代表者の氏名

四島 司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号電気ビル北館12階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、経済社会の活性化及び更なる発展を目指す不特定多数の個人・団体等に対して、活力ある企業の経営を先導する次世代のリーダーを育成するための教育事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成21年7月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

八女都市計画道路3・4・1号新町高塚線、3・3・2号室岡平田線、3・4・7号大島稲富線及び3・4・8号吉田大福寺線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成21年8月11日（火）午後7時から9時まで

(2) 場所

八女市中央公民館（八女市本町586）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・1号新町高塚線	起点 八女市本町字新町畑 終点 八女市高塚字下中原部 主な経過地 八女市稲富字上川原	約600メートル
3・3・2号室岡平田線	起点 八女市室岡字志計 終点 八女市平田字仲津町 主な経過地 八女市本村字杉町	約5,990メートル
3・4・7号大島稲富線	起点 八女市本村字深町 終点 八女市稲富字内の坪 主な経過地 八女市本町字五丁野	約2,140メートル
3・4・8号吉田大福寺線	起点 八女市吉田字小牟田田 終点 八女市津江字川原 主な経過地 八女市納楚字赤氏	約2,870メートル

(2) 閲覧

同案については、平成21年7月17日から同月31日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び八女市建設課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成21年7月31日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第17号

福岡県道路交通法施行細則及び福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正し、ここに公布する。

平成21年7月17日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則及び福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

（福岡県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「運転免許試験場」の次に「、渡辺通優良運転者免許更新センター（以下「ゴールド免許センター」という。）」を加え、同項ただし書を削り、同条第3項本文を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、福岡県内に住所地を有する者で、かつ、次の各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するものはゴールド免許センターに、福岡県宗像警察署、福岡県朝倉警察署、福岡県前原警察署、福岡県小郡警察署、福岡県うきは

警察署、福岡県黒木警察署、福岡県行橋警察署及び福岡県豊前警察署のいずれかの管轄区域に住所地を有する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものはその者の住所地を管轄する警察署に法第101条第1項及び第101条の2第1項に規定する免許証の更新を申請することができる。

第28条第4項中「運転免許管理課、運転免許試験場」を「運転免許試験場、ゴールド免許センター」に改め、「同免許証の交付を受けようとする者の住所地を管轄する」を削る。

第31条第1項中「運転免許管理課、運転免許試験場」を「警察本部運転免許管理課、運転免許試験場、ゴールド免許センター（法第101条第1項又は第101条の2第1項に規定する免許証の更新と同時に行う法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請に限る。）」に改める。

（福岡県警察の組織に関する規則の一部改正）

第2条 福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第41条に次の1号を加える。

(7) 国外運転免許に関すること。

第42条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。